

阿智村宿泊税骨子

R7.4.30

項目	内容	備考
名称	阿智村宿泊税	
課税方式	観光振興目的の法定外目的税	県と統一
課税客体	宿泊行為	県と統一
納税義務者	阿智村に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）	県と統一
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者	県と統一
徴収事務報奨金	期限内申告納入額の2.5% (制度開始5年間は0.5%加算、電子申告の場合はさらに0.5%加算)	県と統一
税率・税額	一律定額制 一人一泊 200円	県税分は一律150円 ☆制度開始3年間は100円
免税点	6,000円未満の宿泊料金(素泊まり・税抜き)の場合徴収しない	県と統一
課税免除	・幼稚園、小学校～大学の教育活動又は研究活動として宿泊する場合 ・保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合 (※学校、施設の長が証明するものに限る)	県と統一
使途	1.観光振興のための施策 (1)地域や住民と調和した持続可能な観光振興の推進 (2)来街者の受入環境の整備 (3)観光資源の保護と更なる磨き上げ 2.特別徴収義務者報償金、広報経費等 3.課税徴収経費	
罰則規定	・特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料	県と統一
財源管理	基金を設置し管理	
制度の見直し	導入当初3年、以後は5年ごとに制度の見直しを検討	県と統一
施行予定日	条例案可決後、総務大臣の同意を経て、令和8年6月1日施行予定	県と統一

同時に検討をおこなってきた入湯税について

入湯税の税率	従来どおり 一人150円	
--------	--------------	--